

高知県循環器病対策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条に規定する都道府県計画である「高知県循環器病対策推進計画」及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第4号に基づく「高知県保健医療計画」の脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患の治療又は予防に係る事業に関すること（以下「計画」という。）について、一体的な計画策定及び進捗管理を行うことにより、患者や有識者等の意見を広く施策等に反映させるとともに、関係者が一体となって推進できる体制づくりを目的として、高知県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) その他循環器病対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、高知県知事（以下「知事」という。）が委嘱する別表に定める委員で構成する。なお、必要に応じて委員の追加をすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、知事が委嘱した日から2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を統括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて助言及び意見を得るため委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高知県健康政策部保健政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月11日から施行する。

別表（第3条関係）

	団体名・役職等
患者団体	患者会等 代表者
救急業務従事者及び学識経験者	脳卒中センター 代表者
	急性心筋梗塞治療センター 代表者
	消防 代表者
	循環器病の研究等に携わる者
保健業務従事者	市町村 代表者
	健診機関 代表者
医療業務従事者	高知県医師会 代表者
	高知県健康づくり推進協議会 代表者
	高知県歯科医師会 代表者
	高知県薬剤師会 代表者
	高知県リハビリテーション研究会 代表者
	高知県回復期リハビリテーション病棟連絡会 代表者
	高知県理学療法士協会 代表者
	高知県訪問看護連絡協議会 代表者
福祉業務従事者	高知県介護支援専門員連絡協議会 代表者
	高知労働局 代表者